

## 富山県とアサヒビール株式会社との連携と協力に関する包括協定書

富山県（以下「甲」という。）とアサヒビール株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、富山県内における地域の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- （1） 地域の農林水産物、加工品、工芸品の活用に関する事
- （2） 富山県産品を使用したオリジナル商品の販売・開発に関する事
- （3） 観光振興や観光情報に関する事
- （4） 自然環境の保全や生活環境対策に関する事
- （5） 災害対策に関する事
- （6） 少子化対策・子育て支援に関する事
- （7） 青少年の健全育成に関する事
- （8） 産学官連携に関する事
- （9） その他、県民サービスの向上や地域の活性化に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

### （期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による特段の申し出がなければ、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月24日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 石井 隆一 (自署)

乙 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号  
アサヒビール株式会社

代表取締役社長 小路 明善 (自署)